

# 入 札 説 明 書

宮崎県が行う遺伝子解析装置の賃貸借及び保守に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 公告日 令和7年4月25日（金）

## 2 一般競争入札に付する事項

### (1) 借入物品及び数量

遺伝子解析装置 一式

### (2) 物品の特質等

仕様書のとおり。

### (3) 納入期限

令和7年6月30日

### (4) 契約期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで(60か月)

### (5) 納入場所

宮崎市学園木花台西2丁目3番地2 宮崎県衛生環境研究所

## 3 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく契約である。

(2) 県は、上記2の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

イ 本件契約の締結日に属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### 4 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要項（昭和46年宮崎県告示第39号。以下「要綱」という。）第2条に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類、種目が理化学機器、又は業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務、種目名が電算機器又はその他であること。
- (3) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (4) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
- (5) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (6) 納入する物品を第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。なお、当該第三者をして貸付けを行う者は、自ら入札に参加することはできない。
- (7) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第8条の規定に基づく資格停止を受けていない者である事。

#### 5 担当部局

宮崎県衛生環境研究所

企画管理課（入札に関すること。）

微生物部（仕様に関すること。）

郵便番号：889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目3番地2

電話番号：0985-58-1410

電子メールアドレス：[eiseikankyo-kenkyujo@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:eiseikankyo-kenkyujo@pref.miyazaki.lg.jp)

#### 6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本件の入札に参加する事ができない。

ア 申請書等の様式

別記様式1（別紙①、別紙②及び別紙③を含む。）

イ 申請書等の提出期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月14日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出場所

5に同じ

エ 提出部数

1 通

オ 提出方法

郵送（提出期間内必着とし、書留郵便に限る。）又は持参による。

(2) 入札参加資格確認結果の通知

令和7年5月21日までに書面により通知する。

(3) 申請書等の作成費用の負担等

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は、返却しない。

ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は認めない。

## 7 入札参加資格確認に対する異議申立

(1) 異議申立

入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式自由）により異議申立をすることができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所

5に同じ

ウ 提出方法

郵送（提出期間内必着とし、書留郵便に限る。）又は持参によるものとし、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到着するよう留意すること。

なお、電子メール、ファクシミリその他の電送によるものは受け付けない。

(2) 異議申立に対する回答

異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

## 8 機器の仕様

仕様書のとおり

## 9 機器の仕様

(1) 仕様に関する質問がある場合は、以下により提出すること。

ア 質問の受付期間

令和7年4月25日から令和7年5月14日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

5に同じ

ウ 提出方法

郵送（書留に限る。）、持参又は電子メールによるものとし、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

なお、電話によるものは受け付けない。

(2) 仕様に関する質問に対する回答

(1)の質問に対する回答は、書面（電子メール含む。）により質問した者に通知するものとする。また、回答書は、以下により、閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所

5に同じ

イ 閲覧期間

令和7年5月19日から令和7年5月26日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## 10 入札

入札に参加する者は、入札書（別紙様式2）を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出場所

5に同じ

(2) 提出期限

令和7年5月26日 午後2時（必着）

(3) 入札書の日付

入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入すること。

(4) 提出方法

郵送（提出期間内必着とし、書留郵便に限る。）又は持参による。

なお、入札書の提出においては、6(2)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も、同様に、別にして郵送用の封筒に入れること。

(5) 入札方法

入札金額は、賃貸借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式3）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並

びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「５月２７日開封遺伝子解析装置の賃貸借及の賃貸借及び保守の入札書在中」と朱書きし、郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

## 11 開札

- (1) 開札の日時

令和７年５月２７日 午前１０時

- (2) 開札の場所

宮崎県衛生環境研究所１階会議室

- (3) 開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人１名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

## 12 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度の入札は１回を限度とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 再度の入札を辞退する場合は、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

## 13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札金額の１００分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の１００分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（過去2箇年の実績に関しては本件入札の落札者に提出を求める。）。

#### 14 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札

#### 15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

#### 15 落札者の決定の方法

この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。